

要事前申請

みのかもチャレンジ事業者応援助成金 第2弾

アフターコロナに向けて、事業転換や業態転換、新分野・新事業への展開等に、意欲的に取り組まれる事業者を応援する事業です。申請様式などは美濃加茂市 HP でダウンロードできるほか、美濃加茂商工会議所、美濃加茂市商工観光課で配布します。

※予算の上限に達した場合、受付を終了させていただきます。※他補助金と併用できません

- **対象者** 美濃加茂市に住民登録のある個人、本社を有する法人又は美濃加茂商工会議所の会員のうち、市内で店舗や事業所、工場などを令和3年12月1日時点で営む、事業転換や業態転換、新分野・新事業への展開を行う小規模事業者（常時使用する従業員数：商業・サービス産業5人以下（ただし宿泊業・娯楽業は20人以下）、製造業その他20人以下）。※令和3年度に本補助金が交付された事業者は申請できません。
- **対象経費** 事業・業態転換、新分野・新事業への展開に伴う事業費のうち、機械装置等費、広報費、施設整備費(詳細は裏面)で、以下全てに該当するもの
 - ・本事業実施に必要なものと明確に特定できる経費
 - ・交付決定後に開始し、令和5年1月16日までに完了する事業の経費
 - ・領収書等で令和5年1月16日までに支払ったことが確認できる経費※市内の事業所等で実施する事業の経費に限ります。
※経費は事前に審査をさせていただきます。
- **助成額** 対象経費の4分の3（限度額150万円1事業者1回限り 千円未満切捨）
※助成額は経費の種類によって上限（詳細は裏面）があります。
※助成金は事業完了後の申請により、美濃加茂市から交付されます。
- **申請期間** 令和4年7月1日(金)から8月26日(金)までに美濃加茂商工会議所へ
※美濃加茂市の交付決定通知後に事業（工事）開始となります。
- **申請書類**
 - ①みのかもチャレンジ事業者応援助成金に係る交付申請書
 - ②経営計画書
 - ③事業計画書
 - ④経費別明細表
 - ⑤④に記載する経費算出の根拠となる書類の写し（見積書等）
 - ⑥工事などがある場合は、工事実施前の現在の写真
 - ⑦事業実態（業種）、雇用人数が確認できる書類（確定申告書第1表又は法人概況説明書等）
 - ⑧施工等同意書(権利者が別の場合)※必要に応じて、その他書類の提出をお願いする場合があります。
（登記簿謄本や許認可事業ならその許可証等の写し、税の完納証明など）
- **事業実施のフロー**
 - ①事業（工事）実施前に、上記申請書類を美濃加茂商工会議所に提出。
（提出期限：令和4年8月26日(金)）。※申請後に、経費の増額変更はできません。
 - ②審査終了後（美濃加茂市の交付決定通知後）に事業（工事）開始。
 - ③事業完了後15日以内に、実績報告書、事業完了後の写真、支出証拠書類（領収書等の写し）などを美濃加茂商工会議所に提出(事業完了期限：令和5年1月16日(月))。
 - ④審査完了後、美濃加茂市から助成金を交付します。
- **問い合わせ** 美濃加茂商工会議所 Tel0574-24-0123

補助金の交付対象（事業・業態転換、新分野・新事業への展開に伴う事業費に限る）

項目	施設整備等の内容
機械装置等費	(1) 機械装置及び電化製品 (2) その他事業実施に必要な設備 ※1台（単位）あたりの補助金の上限は50万円とする。
広報費	(1) パンフレット、ポスター、チラシ、DM等印刷物の作成及び発送に要する費用 (2) 新聞折込み、雑誌、地域情報誌、ラジオ等の広告費用 (3) 看板の作成及び設置費用 (4) ウェブサイト関連費用 ※広報費にかかる補助金の上限は合計20万円とする。
施設整備費	(1) 事業・業態転換、新分野・新事業への展開に必要な店舗改装工事 (2) (1)の工事に伴うガス、水道、排気工事

上記交付対象項目のうち対象とならない経費の例

項目	施設整備等の内容
機械装置等費	(1) 消火器等の消防用品及び各種防災用品 (2) キッチンカー、宅配用三輪車以外の車両 (3) 文房具等の事務用品、消耗品 (4) パソコン、タブレット端末、電話機、プリンター、カメラ、ドローン、PC周辺機器など汎用性の高い機器 (5) 既にある機器の取り換え（更新）費用
広報費	(1) 切手や葉書等の購入費用のみの場合はその費用 (2) 紙媒体以外の販促物 (3) 名刺、年賀状に係るもの (4) チラシ等配布物のうち未配布・未使用分 (5) インターネット広告に伴う費用 (6) 動画作成費用 (7) 展示会出展に伴う費用 (8) 自社及びグループ関連会社等で行われる内部取引の費用
施設整備費	(1) 不動産の取得に該当する工事 (2) 簡易な車庫、物置等の設置及び改修 (3) 太陽光発電設備、再生可能エネルギー設備の設置及びそれに類するもの

※その他詳細につきましては、市HP又は商工会議所で配布する申請要領をご覧ください。